

令和7年第6回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日		令和7年9月8日							
招 集 場 所		江 北 町 議 場							
開 散 会 日 時 及 び 宣 言		開 会 散 会	令和7年9月8日 午前9時00分 令和7年9月8日 午前10時26分					議長 井上 敏文	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		×	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員		8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之		1 番	酒 井 明 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子	○	
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹	○	
	教 育 長	吉 田 功		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎	○	
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年	○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦	○	
	町民生活課参事	武 富 和 隆		○	代表監査委員		伊 東 啓 子	○	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 9 月 8 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 33 号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 34 号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 35 号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 36 号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 37 号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 38 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 39 号 令和 7 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 40 号 令和 7 年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 41 号 令和 7 年度江北町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 6 年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 43 号 令和 6 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 44 号 令和 6 年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 45 号 令和 6 年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 46 号 令和 6 年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

午前 9 時 開会

○井上敏文議長

皆様に報告いたします。池田和幸議員から、本定例会に欠席の届けがあつておりますので、御了承願いたいと思います。

ただいまの出席議員は9名で、議員定数の過半数に達しております。よつて、令和7年第6回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお開きください。

7月10日11時からJR九州本社において、長崎本線利用促進期成会からJR九州代表取締役社長、古宮洋二氏宛に「長崎本線利用促進のための要望書」をJR九州取締役常務執行役員の貞苅路也氏に手渡しをいたしました。

その内容としましては、1、上下分離区間について、2、特急列車について、3、普通列車について、4、駅の環境改善について、以上4項目について、沿線自治体地域の交通環境の改善につなげていただくよう要望いたしました。

また、7月29日15時30分から、知事・市町議会議長懇話会がホテルマリターレ創世において開催され、市町の行政課題と今後の行政課題についての意見交換がありました。

本町から知事への提案事項としましては、「新渡大橋の老朽化対策について」を要望し、その内容としましては、この橋梁の定期点検結果において、下部工の橋台、橋脚にひび割れ及び損傷が見られ、この改修事業をするには高度な技術が必要になることからこの課題を取り上げました。

この橋梁については、現在、白石町と江北町の両町で管理しておりますが、この新渡大橋は斜張橋で複雑な構造をしており、この改修に当たっては、両町による人員体制や知識では十分と言えないことから、この橋梁の改修事業の実施について、県に特段の配慮をお願いしたいとの要望をしております。

これに対し県の回答は、新渡大橋の補修工事については道路管理者が管理することが基本であるが、技術的支援については地方公共団体に代わつて国が直轄して事業を代行する制度があり、この補修工事については随時相談に乗りますとの回答でありました。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりであります。

詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきたいと思えます。

また、令和6年度江北町一般会計・特別会計歳入歳出決算等についての審査意見書、また、令和6年度江北町定額運用基金運用状況報告書及び令和6年度江北町財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出されております。

内容につきましては、皆様に配付しております報告書のとおりでございます。

以上、私のほうからの諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。

それでは、令和7年9月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について御報告をいたします。

さきの議会が6月定例会ということでありましたので、特に6月、7月、8月、この3か月間、言ってみれば夏の総括ということになろうかと思えますけれども——を中心に御報告いたしたいと思えます。

まず、夏の総括といいますと、1つはやっぱり熱中症対策というふうに思っております。先日の新聞にも記事が載っておりましたけれども、佐賀県地方では8月末時点で35度以上の気温となる日が37日間あったということで報じられておりまして、昨年も大変暑い夏でありましたけれども、今年はさらに暑い、飛び切り暑い夏ということだったというふうに思っております。実際、熱中症警戒アラートにつきましても、昨年が43回出されておりましたけれども、今年は既にそれを超える50回が発せられているということからもお分かりのとおりだと思います。

江北町ではこれまで熱中症対策については、一昨年から本格的に対策に取り組んでおりまして、初年度は町の公共施設4か所を熱中症避難所として開設いたしましたけれども、やはり住民の皆さんにより近いところということで、昨年は地区の公民館を、区長さんをはじめ、地域の皆さん方に御協力をいただいて熱中症避難所として開設したり、また、熱中症警戒アラートが出ない日においても搬送者が出ているということから、江北町なりの分析に基づいて独自の注意情報を出させていただいたところでもあります。

特に熱中症避難所については、令和7年度においては17地区16か所が御協力をいただきました。昨年が最終的に公民館での熱中症避難所利用者が2,022名でありましたのに対して、今年度は8月末時点で3,000名を超え、3,220名の方が御利用をいただいたということになります。昨年はどちらかというと単純に熱中症の避難ということでしたけれども、今年は特にそれが通いの場的になったり、また、住民の皆さんのコミュニケーションの場となったり、言ってみれば単純な熱中症対策というだけではなくて、住民の皆さんのいろんな活動の活性化にもつながっていたのが大変よかったなというふうに思いますし、これだけ利用者が増えたのは、実は町としても、今回、この飛び切り暑い夏に対して、昨年と比べて少し考え方を変えたというところもあるのではないかと思います。

というのも、昨年度は熱中症警戒アラートが出た日という前提で避難所を開設させていただいていましたけれども、これだけ言ってみれば連日暑い日であれば、しかも江北町はアラートが出なくても注意情報を出しているという状況に鑑み、9月30日までの間であれば、アラートが出る出ないに関係なく、熱中症避難所の開設をしていただきたいということをお願いしたということもあるのではないかなというふうに思います。9月30日までを熱中症の警戒期間というふうに定め、特にお昼の12時から17時の間はほぼ確実に暑さ指数が31以上になるということでありましたものですから、それであれば、もうぎりぎりまで31を超えたらやめるのではなくて、お昼の時間は基本的に屋外の活動はしないようにしましょうということで、町では魔の5時間という呼び方をして、屋外活動の自粛時間に設定して住民の皆さんにも御協力をいただいたところであります。

そういう意味でいきますと、一昨年から始まった熱中症対策も毎年バージョンアップをしているような状況でありまして、特に今年はいろんな対策もさることながら、熱中症警戒アラートが出たらということではなくて、既にこの期間はリスクが高いんだということを前提にしたという、言ってみれば考え方を切り替えたのが一つの成果だったのではないかなというふうに思っております。

まだまだ暑い日が続きます。議会の皆様はもちろんですが、住民の皆様におかれましても、昨年も9月になってばたばたと搬送者が増えました。恐らく少し気の緩みもあられたのではないかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、江北町では9月30日まで警戒対策期間ということで設定をしておりますので、ぜひ引き続き、熱中症については厳重な注意をしていただきたいと思いますとおっております。

次にですけれども、これだけ暑い日が続きますと、1つ心配になるのが水不足であります。おかげさまでいわゆる筑水と言われている平野部における農業用水については嘉瀬川ダムが水源ということになっておりますけれども、今年度は十分な水位があるということで、平野部のほうは一定そうした補完措置も取れるということでありましたけれども、一方で、やっぱり山間部の渇水対策ということが現実味を帯びてまいっておりました。私就任しましてからも過去3回渇水対策を行っておりまして、そのうちの1回は準備の段階で雨が降ったということで、平成28年度と平成29年度は岳、それと、白木の山間部に下の堤からポンプで水をくみ上げて水を供給するという渇水対策も行いましたものですから、今回も実は要請があるのを待つのではなくて、このままいけば恐らくそういう状況になるということで実は準備をしておりましたし、渇水対策の連絡室も設置をしておりましたが、最終的には、幸いその後の降雨がありましたので、具体的な対策を取る必要はありませんでしたけれども、今回、そういう意味では「備えあれば憂いなし」といいたいでしょうか、事前の段階からそうした渇水対策についても進めてきておりました。

そんな折、ちょうど8月9日から11日にかけて江北町でも降雨に見舞われまして、この3日間で累計の降雨量は約200ミリの雨をもたらしたということになります。特に今回の雨では福岡県、または熊本県で大きな被害に遭われたわけですが、佐賀県、また、この江北町も一時的に線状降水帯の下にあるという状況が発生をしまして、ちょうど満潮とも重なりましたものですから、少し肝を冷やした時間もありましたけれども、何とか難はしのげたかなというふうに思います。特に今回の雨を振り返りますと、やはり急激に強烈な雨が降るというような状況だったのではないかと思いますし、气象台からの予報も二転三転といいましょうか、突然の情報というようなことが頻繁にあったことから大変予測不能なといいましょうか、そういう雨だったのではないかと思います。実際、江北町でも一部地区では土砂崩れ等もあったものの、人命に関わるような大きな被害はなかったのは大変幸いだったのではないかと思います。

ただ、これまでも江北町はいろんな排水対策、大雨対策を取っておりますけれども、やはり幾つか課題が改めて明らかになったというのも今回の大雨だったのではないかなと思います。

というのは、先ほどから御紹介しているように、まだまだ農業関係を中心に水が要る時期の大雨ということで、やはり取水期における事前落水の在り方というんですか、水が必要な

のに落としてくださいというようなことをお願いしないといけないということとか、あとやっぱり一定時間長く雨が降るときに、基本的には事前落水というぐらいで、雨が降る前の落水をお願いしているんですけれども、ちょうど令和3年のときの雨だったですかね、長期停滞的なやはり雨が降ったようなときもありました。そういう降雨中における落水というものをどういうふうにやるべきかとか、あとは、降雨の前は、今回、施設のほうは大丈夫ですというふうに報告を受けておりましたけれども、案の定といいますか、結局、一定の雨が降れば下水施設の機能が低下をしてしまうということで、住民の皆さんにも大変御不便をかけたところであります。

しかも、そうした事態がちょうど夜中に発生をしたものですから、なかなか町内放送で住民の皆さんに情報提供ができないとか、また、個別の問合せについても、職員が全員出払ってしまっていて、なかなか役所の中でその状況をきちんと把握したり、全体をコントロールしている、そういう責任者までもやはり現場に行ってしまうというような反省点もあります。

また、以前、議会でも御質問いただいた地区の公民館の避難所の活用ということが今回の大雨ではまだできていなかったなというようなこともありまして、まだまだ災害対策に課題を残す結果となりました。ぜひこうしたことについては、やはり今回の大雨での一定の気づきということでもありましたので、ぜひこうしたことは一つ一つそういう課題を潰していくということが大事なのではないかというふうに改めて思っておるところであります。

特に今熱中症対策、喝水対策、また、大雨対応ということでお話をしましたけれども、実はこの3つが同時期に来ていたんですね。うちは熱中症の対策の連絡室を設置し、また、喝水対策の連絡室も設置し、一方で大雨の災害対策室も設置するという、今までですと相矛盾するようなことがやっぱり同時に我々対応しないといけないと。今までであれば異常な状況ではありましたが、恐らくこれからはこうしたことも頻発するのではないかというふうに思っておりまして、何か一つの災害ということだけではなくて、やはり町全体のリスクをきちんとマネジメントしていく必要があると改めて思ったところであります。

それと次に、これは議会のほうで御報告を申し上げたがいかどうか少し迷いはしたんですけれども、新聞でも報道されたものですから、恐らく住民の皆さんも大変関心もお持ちであろうということで、あえてここでも御報告をさせていただきます。

議会の皆様方には先日御報告をいたしましたけれども、水道料金の改定についてでありま

す。8月26日の佐賀新聞の1面に「水道料金、平均30%上げ提案へ」という記事が載りました。これはどういうことかという、私たち江北町も構成員の一つであります西部水道企業団において、今回、水道料金の引上げを行いたいということで、その引上げのための議案が新聞に載りました。翌日8月27日（15ページで訂正）に予定をされておりましたものですから、それが議会の前日に掲載をされたということでもあります。

御存じのとおり、水道事業そのものは、以前はそれぞれ市、町が単独で事業を行っておりまして、西部水道からは用水の供給を受けると、卸といいいましょかね——ということでありましたけれども、人口減少、また、いろんな技術力の維持等々ありまして、議会の皆様方もよく御存じのとおり、令和2年4月から水道事業が統合され、西部水道企業団として水道事業を行うということになりましたので、そういう意味では、江北町の中では水道事業はやっていないということにはなります。

今回、料金の引上げ改定ということでしたけれども、先ほど申し上げましたとおり、もし水道事業を統合しなければ、なかなか市町それぞれでは恐らく水道事業そのものの維持が難しいと。また、恐らく単独でやっていけば、今以上のやはり引上げ幅にならざるを得ないということがありまして統合ということになりましたし、その時点で一定のこれからの料金引上げということは当然前提でもありましたし、そこはやむを得ないというところでありました。

今回、具体的にその改定案が昨年10月に示されたところでありますけれども、今申し上げたように、長期的な引上げということはやむを得ないにしても、先ほど新聞の記事で御紹介した平均30%引上げということでいきますと、江北町に引上げ案を照らしてみますと、特に低使用量の世帯、ゼロから10立米までの世帯については、今申し上げた30%を超える引上げ幅になると。しかも、その使用量の層によっては50%の引上げになるということが昨年10月に判明をいたしました。

そこで、江北町としては水道企業団、首長の前には副町長会、その前には幹事会ということで担当課長が出る会議も幾度となく開かれておりますけれども、再三低使用量層についての改定案の見直しということを江北町としては申入れをしておりましたが、なかなか江北町の要請といいいましょかね——については聞き入れていただくことができませんでした。

今年2月西部水道企業団の議会がありまして、その中で、今回8月の議会で引上げの条例案を提案したいということで企業長から申入れがありましたので、その時点でも江北町とし

ては、もしこのままの改定案であれば反対せざるを得ないということは表明しておりましたし、それから半年ほどここまで経過をしたわけですが、最終的には江北町の意見が取り入れられることはありませんでした。

江北町もいろんな広域行政に関わっておりますけれども、少し水道企業団が違うのは、例えば、杵藤広域圏とか西部環境組合とかいうようなところは、言ってみれば、管理者は構成市町の首長がやっておられますので、単純に我々は議員としてだけではなくて、やはり執行側にも関わっているということでありまして、それを補完する意味もあるかもしれませんけれども、それぞれの議会には私首長だけでなく、議会からも議員として参加をさせていただいております。

ところが、西部水道企業団は管理者、言ってみれば企業長がいるわけですが、我々構成市町の中から出ているわけではありません。言ってみれば企業体なものですから、一つの経営に携わる社長というものがいるわけです。

しかも、構成市町から議員として参加しているのは首長だけということなものですから、やはりここは私首長として議会に関わるからには、やはり町議会の皆さん方ともきちんと連携をして臨むべきということで、先ほど申し上げました水道企業団議会が2月に行われました直後に、江北町の3月議会の後に議員の皆様方に、今の水道料金改定の動きでありますとか、江北町としての方針についても御報告をさせていただいたところでありますが、最終的に半年たっていよいよ議会ということになりましたものですから、改めて8月21日の議員例会だったですかね、27日の水道企業団の議会では、江北町としては反対したいということで御説明をし、了解をいただいて実は議会に臨んだところであります。

この時点で市町ごとに賛否というのはある程度ははっきりしていたはずですが、というのは、半年前に改定案というのは出されて、この半年間いろんな会議もあったわけですから、だから、結果がどうなるかは別として、江北町としては反対をするということで臨んだんですが、先ほど申し上げたように、前日に佐賀新聞に大きく出たことで、こう言うのはなんですけど、市町によっては動揺されて、その場で要は賛成だと思いますけれども、議決に手を挙げるといのがなかなかはばかれるというムードが漂いました。でも、この土壇場に来て賛否を迷うぐらいであれば、やはり町についてもしっかりそういう調整をして臨むべきであられたのではないかなというふうに思います。

例えば、江北町でいけば、今回の9月議会に際しては、議案というのは議員の皆さん方に

お送りした後には報道機関にも公表をしています。ですから、今回、西部水道企業団についても、仮に議案について公表しておられれば、何も報道でされるされないとか関係なく、やはり町の姿勢というのをきちんとそこで明らかにすべきであったのではないかなというふうに思いますけれども、結果的には執行部のほうから一度取下げということになりました。

その中で何というんですか、もちろん全員一致が一番望ましいわけですがけれども、これだけ市町の考え、また利害が違うということであれば、やはり多数決というために議会もあるということでありましたけれども、中には反対をしている町のせいで何か議決できないみたいなことを実は言われたりもしましたし、何か場外ではいろんなそういう同調圧力的にですね、江北町もやっぱり全会一致じゃないと駄目じゃないですかみたいな、何で江北町のことをそう言われるのか正直よく分かりませんでしたけれども、そうしたこともありました。

私は西部水道企業団の統合と水道事業の統合ということは、先ほどあったように、コストを削減するとか、水道事業の維持とかいうことよりも、一番大きかったのは、やはり企業の在り方が変わったということだと思います。よくB2Bという言い方をします。これはビジネス・ツー・ビジネス、言ってみれば、先ほど紹介した卸し、会社同士、企業同士、組織同士の取引を今までやっていたわけですね。だから、我々町が言ってみればお客さんだったわけですよ、卸しだから。

ところが、水道事業が統合されてB2C、ビジネス・ツー・カスタマーと言いますけど、直接利用者の皆さん方と契約して水道をお送りすると、水をですね。やっぱりそういうふうに企業の在り方が変わったわけですから、当然もっとこういう料金改定ということについてはやっぱり敏感になるべきだったというふうに思いますし、仮にそれだけの引上げをする必要があるのであれば、もっと事前に情報を積極的に公開して、仮に反対あれど、そして最終的には了解をいただくというプロセスがですね、以前のB2Bのままでやっていたところが、やはり今回の事態の原因なのではないかなと私なりに考えておるところであります。

それに、仮にそういう企業体であるというふうに考えれば、これだけコストが上がるから料金をこれだけ上げますという前に、そもそもの企業体としての例えば財政状況とか、経営状況とか、例えば人件費とか、やはりほかに見直すことが先にあって、初めてお客様にそれだけの引上げをお願いするという姿勢が必要だというふうに思いますけれども、今のところそういう視点での検証ということは目にしたことはありません。

ですから、幸いといいましょうか、今回、取下げということになりましたけれども、恐ら

くまた改定案ということで提案されるんだらうというふうに思いますので、ぜひ町としては先ほどから申し上げたような考えにぶれることなく、ただ、申し上げたように、これからずっと引上げの傾向にあるということは、それはやむを得ないと思っておりますけれども、やはり江北町としての利益の最大化ということをこういう広域の中でもしっかり物を申していく必要があるというふうに思いますし、そうした状況については、議会の皆様方にも逐次協議をさせていただきたいと思っております。

次からは何点か御報告をしますが、これらの多くは今回一般質問でも御質問をいただいている項目でありますから、ここで詳細の報告はせず、また一般質問でやり取りをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つは組織、人事についてであります。

江北町では新しい時代の新しい仕組みづくりということで様々な取組をしておりますけれども、その一環といたしまして、6月議会では課の設置条例を提案させていただきましたし、また、組織改正のみならず、今回は職制の見直しもさせていただきました。これも新聞に取り上げられましたけれども、やはりこれからの若い人たちが長く江北町で働いていけるように、キャリアの道をしっかり明確にして、自分の適性に応じて、いわゆる経営的な仕事がいいのか、それとも専門的な仕事がいいのかというのをきちんと選んでいっていただけるような職制の見直しをしたところであります。

もちろん背景には公務部門の雇用の流動化ということがありまして、これは以前にも申し上げましたけれども、江北町だけの状況ではなくて、今はどこの役所もやはり早期退職者、また、その補充ということに頭を悩ませているということではありますが、江北町では、そうした言ってみれば雇用環境、雇用情勢の変化を捉えまして、8月1日付で5名の新規採用職員を採用したということになります。これまではどちらかというと、いわゆる新卒者を前提とした採用試験を実施しておりまして、4月1日採用というのが普通でした。今年も実は新卒者を想定した統一試験というのがあっておりますし、江北町もそれでも試験は実施するようにしておりますが、実は9月21日が1次試験なので、仮に今までどおりの採用の仕方をしておれば、まだうちは誰も採用ができていないというような状況であります。やはりそういう中で、今回、8月1日付で5名の職員の採用を得られたということも新しい時代の新しい採用の仕組みづくりの一環だというふうに思っておりまして、今日後ろで傍聴してくれておりますけれども、それぞれいろんな社会経験を携えて役場に入ってくれた優秀な人材です。

どちらかというと、これまで江北町は合併もしませんでしたし、非常に同質性の高い組織だったというふうに思います。そういう中で、例えば同級生であるとか、先輩、後輩であるとか、また御近所であるとか、そうした何というんですかね、言ってみれば同質性の高さというのは時にプラスにはなりますけれども、やはり一方でマイナスの要素もあるということの中で、様々な社会経験をして役場に入ってくれる人材がいるということは、大変組織を強くするという意味でも私はいいいことだというふうに思っておりますし、ぜひこの5人が役場組織全体にも刺激を与えるような存在になってくれたらいいなと思います。

よく早く役場に慣れてというようにを言いがちですけれども、役場に慣れるというよりは、どうしても行政機関なものですから独特なものがあります、ルールも。ですから、役場に慣れてというよりも、役場、もしくは行政の仕事を早く理解してもらって、これまでの社会経験を十分に公務部門、また行政で生かしてくれればいいなというふうに思っています。

私ごとですけど、3期目も2年目が半分過ぎました。私自身新しい時代の新しい仕組みづくりの中でも、特にこの3期目については、こうしたやっぱり江北町役場というのが言ってみればまちづくりのエンジンだというふうに私は思っているものですから、やはりこの体制の強化とか風土の改革とか、こうしたことに力を入れていきたいというふうに思っております。これについては、地味ではありますが、大変重要な課題だと私は思っております。これについては、また今回は西原議員から御質問いただくことになっておりますので、この後のやり取りは一般質問に譲りたいと思います。

そして次に、新しい移動手段の確保対策についてであります。

御存じのとおり、江北町では町営タクシーという、ある意味キャッチーかつ刺激的な言葉で江北町のこれからの移動手段の確保ということで申し上げてまいりましたし、4月24日には江北町では初めてとなる公共交通会議を開催いたしました。この中では初めて関係者が一堂に会し、具体的には事業者、また利用者、そして町だけではなくて、国、県の行政機関も含めて一堂に公共交通会議を開いたわけですけれども、やはりここの中でいろんな課題といひましようか、そうしたものが見えてきた一方で、やはりそれぞれの言い前というんですかね、それがそれぞれ異なるということも明らかになりました。

そういう中で、やはり町としては一日も早い新しい仕組みをつくりたいというふうに思っておるわけですけれども、公共交通会議後には、今のところ予定としては幹事会を開いて第2回目の会議を開くということで進めてきているんですけれども、この幹事会を開催するた

めに、先ほど申しあげました事業者であるとか、行政機関とも個別に実は協議を進めてきております。回数としては第1回の会議以降6回に及びます。打合せ、協議、調査などですね。

やはりここの中でお明らかになったのが、1つには業界の壁、それとやはり規制の壁、それと国の壁、それと、具体的に言うなら有償運送の壁というものがあるのではないかと、うふうに思っております。我々町としては、これからの江北町の移動手段の確保をどうしていくかという、まさにそのニーズに応えるべくいろんな検討をしておるわけですが、やはり先ほど申しあげたようなそれぞれの立場によって優先順位が違うというんですかね、そうしたことが明らかになってまいりました。

その中で、8月2日でしたけれども、江北町では、町内全域を対象とした住民の皆さんによる共助ということだと思いますけれども、移動支援のチームが発足をされました。既に大西区では先行して移動支援の動きがありましたけれども、今度は町内一円ということで移動支援チームが発足をされたわけでありますが、大変町としてもありがたいといひましようか、心強い動きだというふうに思っております。これから年度後半に向けては恐らくいろんな前提なしに、先ほど申しあげたように、やはり住民の皆さんの移動手段の確保をどうするかという、そのニーズの1点について、町としては先ほど御紹介したような民間の動きも含めて、具体的な方向性を早めに出していく必要があるというふうに思いますし、本当にいろんな制度があって、いろんな利害が絡む中で、やはりこの年度後半こそ我々の腕の見せどころじゃないかというふうに思っております。江北町らしい仕組みづくりのために取組を加速していきたいと思っております。

これについても、今回、古賀議員から一般質問通告をいただいておりますので、この後のやり取りはその後にしたいと思います。

それと3つ目、これは8月6日に発表されました、大東建託が行っております街の住みこちランキング2025であります。昨年は江北町、初登場2位ということでありましたけれども、今回も引き続き2位ということでありました。昨年は初登場で2位ということで、正直いいますと手放しで喜びました、よかったなど。

ただ、2位も2年目になるものですから、単純に手放しで喜ぶのではなくて、1位とは何が違うのかとか、やはり具体的な要因の分析ということをやって、それを具体的に取り組む時点に来ているのではないかなというふうに思っております。何か特定の取組をやって、それだけが評価されてランキングが上がるというようなことではないですし、今はどこの市町

も言ってみれば善政競争を繰り広げている時代でありますから、先ほど申し上げたような具体的な要因を分析して、それにきちんと対策を取ることでやはり町の総合力を上げるということでない、なかなかこれ以上の伸びはないというふうに思っておりまして、そういう意味でも新しい時代の新しい仕組みづくりというものを進めることが肝要ではないかというふうに思っております。

それでは、これで最後にしますが、ちょうど8月6日でありましたけれども、町内で事業展開をしていただいておりますイイダ靴下様から、工場立地60周年を記念して1,000万円もの多額の寄附を町として頂戴いたしました。飯田会長におかれましては、大変すばらしい経営者だと私も尊敬をいたしております。というのも、言ってみれば繊維業界という大変厳しい業界の環境にあって、これまで着実に業績を確保されているということは大変すばらしいことだというふうに思いますし、そういう意味でも飯田会長の経営手腕に大変敬意を表するとともに、今回、本当に多額の御寄附を頂いたことに心から感謝申し上げる次第であります。ぜひこの頂いた浄財については、先ほど申し上げましたように、新しい時代の新しい仕組みづくり、さらに言うなら江北町の住みやすさ、住み心地を上げるために有効に活用させていただきたいというふうに思っております。

これから年度後半を迎えます。特に秋になりまして、例えば、町民スポーツ大会、また、オーストラリアからの子供たちの受入れも予定をされていますし、また、ビッキーふれあい祭り、さらには年を明けますと、昨年度雪で延期をいたしました手話フェスなど、町主催——町だけじゃないですね、行事もめじろ押しであります。こうした行事、イベントについても惰性でやることなく、やはり住民の皆さんに喜ばれる事業、イベントにしたいというふうに思っております。

また、御存じのとおり、10月1日には国勢調査が行われます。ここで調査をされます人口というのは、これから5年間の町のいろんな基準にもなる数字でもありますし、ぜひ遺漏なく進めてまいりたいというふうに思います。

大変国際情勢、政治情勢、経済情勢が不透明な時代ではありますが、ぜひ江北町だけは役場一丸となって、また議会と一体となって、また町民の皆さんと一緒にこれから町の市政を改めて進めてまいりたいというふうに思いますので、皆様方の御理解をお願いしまして、町政の運営状況の御報告にさせていただきます。

今議会もどうぞよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

町長からの報告は終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において８番西原好文議員、９番田中宏之議員、１番酒井明子議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第２．会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から９月19日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりであります。

日程第３～第16 議案第33号～議案第46号

○井上敏文議長

日程第３．議案第33号から日程第16．議案第46号までを一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案いたしました議案について提案理由を申し上げたいと思いますが、先ほどちょっと所信表明の中で訂正と補足をさせてもらいたいと思います。

西部水道企業団の議会は８月26日でしたので、ちょうど当日の朝刊に載ったということで、

議会の開会の前に載りましたけれども、前日ではなくて、当日載ったということですので、西部水道企業団の議会は8月26日です。

それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

まず、議案第33号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月に施行され、育児に係る仕事と生活の両立支援の拡充が図られることに伴い改正を行うものであります。

主な改正内容は、子の育児による部分休業について現行の制度を見直すとともに、新たに「1年につき10日を超えない範囲内」の形態を設けることで職員はいずれかの形態を選択可能となり、就業しながら多様な形で育児時間の取得が可能となります。

また、妊娠・出産時や3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児に係る両立支援制度等に関する情報提供や意向確認等を任命権者に義務づけ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるように支援するものであります。

次に、議案第34号 江北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例であります。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、「住登外者宛名番号管理機能」を実装し、住民登録者でない者の情報を管理するため所要の改正を行うものであります。

改正内容は、住民登録者でない者の情報の管理に関する事務、庁内連携、情報連携の追加となります。

議案第35号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関し、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ改正を行うものであります。

改正内容は、本町の議会議員及び長の選挙における選挙運動において公費負担されるもののうち、ビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めるものであります。

次に、議案第36号 江北町税条例の一部を改正する条例です。

地方税法の一部改正に伴い、個人住民税に係る扶養控除に「特定親族特別控除」を追加するとともに、町たばこ税の加熱式たばこに係る課税方式を見直すものであります。

改正内容は、これまで親などが「特定扶養親族」として扶養控除を受けるには、扶養している19歳以上23歳未満の子供の所得が48万円以下であることが要件でありました。

今回、所得要件を123万円まで引き上げ、所得に応じて段階的に所得控除を受けられるようにする「特定親族特別控除」を追加するものであります。

また、加熱式たばこの税負担が紙巻きたばこより少ないことから、その差を解消するため、令和8年度に2段階で引上げを行うものであります。

次、議案第37号 ネイブル空調設備設置工事請負契約の締結であります。

令和7年度ネイブル空調設備設置工事の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出をするものであります。

契約の相手方、金額については別紙議案のとおりであります。

次に、議案第38号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正額は、5,396万5千円を増額し、歳入歳出予算総額を77億1,562万円とするものであります。

内容としては、直面する地域課題に迅速に対応するため、バス停の環境整備に係る費用、桜山公園散策路及び長江湖排水樋管道路のり面の補修に係る費用等を計上しています。

次に、麦・大豆生産技術向上事業が採択される見込みとなったことから、農業者が組織する団体が早期に農業用機械の調達を行い、来年度の麦の増産を図ることができるよう支援するための費用を計上しております。

また、本年度、国において手話に関する法律が公布・施行されたことや、聞こえない・聞こえにくい人の国際スポーツ大会である「デフリンピック」が日本で初めて開催されるなど、手話に関する関心が高まりつつある状況であります。江北町では本年3月に手話言語条例、またコミュニケーション条例を制定したところでありますけれども、本年度町が実施する「手話フェス i n 江北」において、より多くの方が手話に触れ、理解を深めるきっかけとなるよう、内容の充実を図るための費用を計上しております。

さらに、令和3年8月豪雨により発生した町道花祭～村内線地滑り災害について、令和7年8月に災害査定が行われ工事施工のめどが立ちました。令和9年度までの3か年で事業を完了させる必要があることから、継続費を設定した上で必要な費用を計上しております。

歳出予算としては、バス停環境整備事業430万円、桜山公園散策路等補修工事500万円、長

江湖排水樋管道路法面対策工事120万円、町道門前～畑川線離合箇所整備工事350万円、麦・大豆生産技術向上事業2,495万7千円、手話言語・コミュニケーション事業170万2千円、放課後児童健全育成事業588万2千円、継続費として、町道花祭～村内線地すべり災害復旧工事6億900万円を計上しております。

補正予算の主な財源としては、災害復旧事業債や事業執行における国、県支出金などであります。

次に、議案第39号 令和7年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正額は、1,041万2千円を増額し、歳入歳出予算総額を1億6,662万5千円とするものであります。

補正予算の内容は、排水施設の現状把握のための調査業務委託料、排水施設の安全対策事業のための防護柵設置に係る工事請負費及びNHK受信料の増額であります。

排水施設の現状把握のための調査業務委託料というのは、議会にも御報告いたしておりますとおり、大変不本意ながら、今回、事故繰越という手続を取らざるを得ない事業がございました。どうも要因を分析すると、やはり1社への依存体制ということが要因であるというふうに町としては分析をしております、こうした状況からの脱却をするために、まず状況の把握をさせていただきたいというものでありますし、排水施設の安全対策事業につきましては、城ノ井の排水機場の安全対策を行うということであります。やはりこれまで慣れた方が操作をされている間はそれほど気づかなかったことも、やっぱり人が替われば今まで気づかなかったことに気づくということで、実際、現地のほうも確認しましたら、やはりここは安全対策が必要であるということで対策を取らせていただくということです。

また、NHKの受信料については、既に議会、また報道にも発表しておりますとおり、今回、我々の事務の知識不足でNHKの受信料が未払いとなっておりましたものですから、その費用を計上させていただいているということであります。

次に、議案第40号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正額は、25万5千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ11億8,305万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動に伴う人件費の増額です。

次に、議案第41号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第1号）です。

今回の補正額は、収益的収入を53万9千円減額し、収益的収入総額を6億1,301万9千円、収益的支出に105万3千円を増額し、収益的支出総額を6億1,287万3千円とし、資本的収入に169万円を増額し、資本的収入総額を2億6,259万円とするものであります。

補正予算の主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額、国の交付決定に伴う国庫補助金の減額、また、それに伴う企業債への財源組替えを行うものであります。

次に、議案第42号 令和6年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

令和6年度の決算につきましては、歳入総額72億5,887万314円、歳出総額69億7,639万7,210円であり、差引き2億8,247万3,104円の黒字となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源として492万2千円を差し引いた実質収支額は2億7,755万1,104円となっております。

歳入については、町税が定額減税の影響による個人町民税が減となり、法人町民税についても業績不調により対前年度と比較して減となっております。

ふるさと応援寄附金については、前年度制度改正があったものの10億円を超える決算額、町債は、江北駅自由通路の改修事業の完了により借入額が前年度と比較して増となっております。

次に、歳出については、物価高騰対策、物価高騰の影響による住民生活支援として「江北町元気クーポン券事業」「低所得世帯・非課税世帯等に係る給付金事業」などを実施しました。

子育て・健康づくりの支援として、166人への「带状疱疹接種費用助成」事業、また、378人が参加された「シニア脳活ゲーム」事業等を行っております。

さらに、農業者支援事業として、ため池の維持管理に当たり、農家の高齢化や担い手不足への対応のためラジコン草刈り機の導入を行い、今年度既に稼働しておりますけれども、19のため池で年度前半で既に活用をいただいているということで、一度活用いただいたところについては、恐らくまた年度後半についても利用いただけるんじゃないかということで、個別にも大変助かったというお声をいただいております。議会の皆様方にも御報告をさせていただきます。

また、「農業用施設維持管理スマート化事業」を行いました。また、近年のカモ被害による対策のため、資材の支給を令和5年度より充実させ対策を行いました。

次に、安全安心な町づくりとして、通学路交通安全対策事業（町道門前～畑川線）を行い、道路拡幅等を行いました。また熱中症対策として、地区集会所16地区15か所で熱中症避難所を開設し、空調使用に伴う電気料の負担を行っております。

その他環境への取組、製品プラスチック分別収集・再製品化に向けた準備、手話言語条例及び情報コミュニケーション条例を制定するのに先立ち、障がい者や手話に対する理解促進のため手話体験ワークショップなどのイベントを開催しました。また、本町で初めて開催された国民スポーツ大会における競技会場の整備運営などを行っております。

予算執行における主な施策の詳細については、別冊の「主要施策の成果報告書」のとおりでありまして、御覧いただければと思います。

なお、議案第42号から第46号については、後ほど報告がありますように、監査委員の決算審査を終了しており、地方自治法の規定により議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第43号 令和6年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

令和6年度の決算につきましては、歳入総額2億6,742万8,883円、歳出総額2億4,718万2,278円であり、差引き2,024万6,605円の黒字となっております。

令和6年度は、工事進捗の遅れにより、5件の契約について、先ほど申し上げましたとおり、事故繰越に係る手続を行わせていただいたところであります。事故繰越総額は1,674万9,700円であり、6月中には全て履行が完了しております。

歳入の主なものは、基金運用益による財産収入1億5,676万1,170円と基金繰入金1億584万2千円であります。

歳出の主なものは、排水機管理費として城ノ井排水施設の発電機製作工事2,854万5千円、城ノ井排水施設の操作盤製作工事1,078万円、朽木排水施設のポンプ分解整備工事979万円であります。

次に、議案第44号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の決算状況は、歳入総額12億8,742万6,373円、歳出総額は12億3,434万2,164円で、歳入歳出差引き額は5,308万4,209円の黒字となりました。

歳入については、国民健康保険税が前年度と比較して約890万円の減収となりました。要因としては、税率の据置きと課税世帯数の減少によるもので、3年連続でマイナスとなって

おります。

歳出においては、対前年比3.1%、約3,740万円の増となっております。

なお、令和6年度は、調整基金に3,052万3,554円の積立てを行っており、年度末の基金残高は1億7,452万8,088円となりました。

以上でございます。

次に、議案第45号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の決算状況は、歳入総額1億5,902万9,748円、歳出総額1億5,806万8,427円で、歳入歳出差引き残額96万1,321円となり、この額は令和7年度へ繰越し、精算をいたします。

歳入のうち、保険料収納額は1億855万5,600円で、収納率は99.37%でありました。

最後になります。

議案第46号 令和6年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

下水道事業会計については、経営状況の明確化や健全化を図るために、令和6年度から地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計に移行したところであります。

令和6年度の決算額につきましては、下水道事業収益が6億315万2,767円、下水道事業費用が5億7,797万5,880円で、当年度純利益が2,517万6,887円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が2億19万7千円、資本的支出が3億8,305万1,445円で、収入額が支出額に対して不足する1億8,285万4,445円は、当年度損益勘定留保資金等で補填をしております。

また、令和6年度決算における利益剰余金は2,517万6,887円で、地方公営企業法等の規定により、その全額を企業債の償還に充てるための減債積立金として積み立てるものであります。

歳出の主なものは、公共下水道施設ストックマネジメント事業に係る委託料及び工事費2,376万円、佐留志地区污水管渠埋設工事268万6,200円、企業債償還金4億1,966万5,874円となっております。

以上が本議会に提案をした議案であります。

今議会は決算認定も予定をされており、長期間となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

引き続き、議案第42号から議案第46号までは令和6年度会計の決算認定について提出されております。

つきましては、監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員、伊東啓子さん、御登壇願います。

○代表監査委員（伊東啓子）

おはようございます。令和6年度決算審査意見につきましては、監査委員2名の合議によるものでございます。代表いたしまして、その概要を申し上げます。

それでは、皆様方のお手元でございます意見書の1ページをお願いいたします。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象といたしましては、令和6年度江北町一般会計歳入歳出決算書、無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、一般会計及び特別会計決算に関する証書類、その他政令で定める書類、江北町定額運用基金運用状況調書を対象といたしております。

審査の期日は、令和7年7月15日から7月31日まで行いました。

審査の方法でございます。

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類並びに定額運用基金運用状況調書について、下に記載しております(1)から(5)の諸点に主眼を置きまして、伝票等と照合するとともに、関係職員の説明を聞き、さらに、これまで実施いたしました監査の結果も参考にして慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございます。

令和6年度一般会計及び特別会計の決算の計数は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査いたしました結果、関係諸帳簿及び附属証拠書類と符合していることを確認いたしました。

事務事業につきましては、おおむね議決の趣旨に沿って執行されているものと認められました。

しかし、財務に関する事務の執行につきましては、事故繰越をする等、事業執行において

不適切な事案が見受けられました。前回までの決算審査、定期監査時の指摘等はほぼ改善されておりましたが、いまだ改善されていない事項もございました。

財政の運営につきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、各課の効率的な運営により適正に管理されていると認められたところでございます。

また、基金の運用につきましては、その設置の目的に従って適切に管理、運用されておりました。

続きまして、2ページから20ページまでに決算の総括、財政指数、財産、基金等につきまして記載しておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、21ページをお願いいたします。

審査の意見でございます。

一般会計の収支状況でございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額72億5,887万314円、歳出総額69億7,639万7,210円、歳入歳出差引き額は2億8,247万3,104円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき額492万2千円を差し引きました実質収支額は2億7,755万1,104円の黒字となっております。

歳入でございます。

歳入は、前年度と比較いたしますと5億2,585万1,455円増加しております。これは主に町税、分担金及び負担金は減少いたしました。地方交付税が1億4,470万9千円、繰入金が1億5,497万6,507円、町債が1億416万円、寄附金が7,758万5,562円増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度と比較しますと5億6,463万4,587円増加しております。これは主に農林水産業費、衛生費は減少いたしましたものの、民生費が2億1,363万836円、土木費が2億669万3,769円、総務費が1億635万1,250円増加したためでございます。

特別会計の収支状況でございます。

特別会計は、令和6年度から下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行いたしましたため3会計となりました。

その決算収支は、歳入総額17億1,388万5,004円、歳出総額16億3,959万2,869円で、歳入歳出差引き額は7,429万2,135円となっております。この中から事業を繰り越したことに伴い、

その財源として翌年度へ繰り越すべき額1,674万9,700円、これは無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計でございます。――を差し引いた実質収支額は5,754万2,435円となっており、3会計とも黒字となっております。

特別会計の歳入でございます。

歳入は、前年度と比較しますと1億1,761万1,155円増加しております。これは無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が6,915万8,164円、国民健康保険事業特別会計が3,015万4,177円、後期高齢者医療特別会計が1,829万8,810円全て増加したためでございます。

歳出でございます。

歳出は、前年度と比較しますと1億912万633円増加しております。これは無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計が5,347万5,860円、国民健康保険事業特別会計が3,739万4,353円、後期高齢者医療特別会計が1,825万420円増加したためでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

不納欠損・収入未済でございます。

不納欠損、収入未済の額につきましては、①、②のほうに記載しておりますので、御覧いただければと思います。

不納欠損額は、昨年度と比較しますと減少しております。今後も引き続き適切な債権管理を行い、単に徴収不能というだけで不納欠損処分をすることがないように、その内容について真に精査され、慎重に手続きを取っていただきたいと思います。

また、収入未済につきましては、昨年度と比較し、職員の徴収努力等により町税については減少傾向ではございますが、公平な負担と自主財源の確保の観点から、引き続きその解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めていただきたいと思います。

続きまして、不用額でございます。

不用額につきましても、①、②に不用額の金額を記載しております。

不用額が多く発生していることは、予算編成の精度、執行管理に課題があることを示しております。予算編成の際には、事業の実施可能性を十分に精査し、適切な予算要求と効率的な予算執行に努めていただきたいと思います。

特に継続的に不用額が発生している事業につきましては、事業内容、執行体制を再検討していただきたいと思っております。

続きまして、23ページでございます。

繰越額でございます。

繰越額も一般会計、特別会計は金額を記載しております。

一般会計の繰越事業は、年度を超過して実施する国の物価対策事業等でございます。

一方、無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計において2つの事業が事故繰越となっておりますが、当該繰越理由は、事故繰越として認められる「真に避けがたい事由」によるものとは言い難く、妥当性を欠くものでございました。

事故繰越は、やむを得ない事由に限り認められる制度であり、今回のケースにおきましては、事前の計画策定や事業進捗管理の徹底により、十分に回避可能であったものと判断されます。

今後は、契約履行管理体制の強化及び事業進行管理の徹底を図るとともに、このような不適正な事故繰越が再び生じることのないよう、厳正な対応を講じていただきたいと思います。

続きまして、自主財源でございます。

自主財源は29億861万8,471円で、前年度と比較しますと1億1,783万6,523円増加しております。令和6年度の歳入に占める自主財源構成比は40.1%となっており、前年度より1.3ポイント減少いたしました。これは主に繰入金、寄附金は増加しましたが、町税が6,796万7,825円、分担金及び負担金が2,779万2,912円減少したためでございます。

自主財源の確保は、これからの町の財政運営にとって大きな課題でございます。今後も職員一体となって取り組まれ、あらゆる工夫を凝らし、歳入の確保に努めていただきたいと思います。

続きまして、財政指数でございます。

普通会計における財政指標は、実質収支比率は7.9%で、前年度と同水準を維持しており、財政運営の健全化は維持されております。経常収支比率は83.8%で、前年度と比較して6.3ポイント改善しております。財政力指数は0.379で、前年度と比較すると0.005ポイント上昇いたしました。しかし、いずれの指数も財源に余裕があるとは言い難く、引き続き慎重な財政運営が求められるところでございます。

本年度は安定的な財政運営と認められますが、今後も継続して財政指標のさらなる改善に努め、持続可能な財政運営の実現を望むものでございます。

続きまして、24ページでございます。

公有財産でございます。

公有財産は記載しているとおりでございまして、前年度とほぼ変化がございません。土地及び建物につきましては、多少増加がございましたけれども、例年どおりの山林、物品というふうな形になっておりますので、割愛させていただきます。

指定管理者制度につきましては、公の施設の管理については、協定書等で確認した諸条件どおりに事務手続が取られているか、事業報告の内容等について誤っていないか、貸付物品は適正に管理されているか等、基本協定書等に基づく指導監督、審査を徹底していただきたいと思います。

また、新たな指定管理者の指定につきましては、内容をよく精査し、慎重に見極めて改定を行っていただきたいと思います。

続きまして、基金でございます。

基金残高は、積立基金、運用基金を合わせまして149億45万8,965円となっており、前年度と比較しまして4億8,813万4,409円増加しているところでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

ふるさと応援寄附金でございます。

令和6年度のふるさと応援寄附金の件数は4万4,757件、寄附金額は前年度比7.6%増の10億4,697万1,100円、基金への積立額は4億7,895万1,964円となっております。令和5年度から町商工会へ特産品販路拡大補助金を交付し、新規事業者の開拓、商品リニューアル等に取り組まれる等、寄附金額の向上に努められましたが、目標とされていた12億円には届かなかったところでございます。

ふるさと応援寄附金は自主財源の中でも町税に次ぐ比率を占め、町財政において非常に重要な位置を占めております。そのため、今後も安定的な財源確保を図る上で、ふるさと納税推進事業が引き続き適正かつ効率的に運用されることを望むものでございます。

令和7年10月以降、寄附者に対してポイントを付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が制限されるなど、制度運営の環境は一層厳しくなる見通しでございます。

こうした状況下におきましても、関係法令等を遵守し、寄附金の安定的な確保に引き続き尽力をしていただければと思います。

続きまして、(11) 財務関係事務でございます。

財務に関する事務の執行につきましては、おおむね適正に処理されておりましたが、今回

の決算審査における主立った指摘事項は以下のような事案でございました。

重要な指摘事項として記載しておりますのは事故繰越についてでございます。議会の承認を受けない事故繰越は、「避けがたい事故＝社会通念上、回避困難と認められる偶発的な支障」を理由に認められる予算の例外的な措置でございます。そのため運用は慎重に行う必要がございます。本事例は事業早期着手、適切な事業管理がされていれば年度内に事業完了が可能であったと考えられます。

今後、同様の事例が発生しないよう、事業計画進捗管理体制の適正化等対策を講じていただきたいと考えております。

その他の指摘事項に関しましては、契約手続に関する不備、補助金の過大交付、財務規則を遵守しない基本的な事務処理の誤り等ございました。

基本的な事務処理の誤りの原因といたしまして、財務規則の理解不足、組織的なチェック体制の機能不全が考えられます。

今後は、規則、制度等を十分に確認し、事務を執行していただきたいと思います。

最後に、結びでございます。

令和6年は、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催され、本町では成人女子ソフトボール競技が行われました。好天に恵まれ、大会期間中は町内外から多くの方々が応援に訪れ、大会関係者の御尽力もあり、白熱した試合が繰り広げられるすばらしいと大会となったところでございます。

また、「手話言語条例」「情報コミュニケーション条例」が制定され、全ての町民が互いの人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現に向けた大きな一步を踏み出されました。

令和6年度の決算につきましては、歳入は前年度より増加し、主に繰入金、地方交付税が増加したところでございます。

自主財源の構成比は、定額減税の影響により町税が大幅に減収し、前年度より1.3ポイント下回る40.1%となりました。

歳出は、前年度より主に民生費、土木費が増加いたしました。民生費は国の物価高対策、土木費は駅自由通路改修事業、通学路交通安全対策事業の実施により増加しているものでございます。

不用額は前年度より減少しましたが、一般会計の不用額のうち、約4割をふるさと納税推進事業が占めております。

今後は多額な不用額が生じないよう、必要な経費を慎重に見極め、予算を計上し、適切な予算執行に努めていただきたいと思います。

財務に関する事務執行につきましては、おおむね適正に処理されているものの、議会の承認を受けない予算執行の例外的措置である「事故繰越」が行われるという重要な指摘事項もございました。

また、その他の指摘事項としては、財務規則が遵守されていない基本的な事務処理の誤りが散見されました。

財政運営につきましては、令和6年度は、財政指数である経常収支比率、財政力指数が若干改善し、財政の健全化は確保されております。しかし今後は、指定避難所であるネイブル、さわやかスポーツセンターに空調設備の設置、また、5か年間で約8億3,000万円の予算を見込む小・中学校校舎改修・修繕計画等、町内各施設の環境改善、維持管理に多額の予算が必要となってまいります。

このような状況を鑑み、これからも施設の維持管理を計画的に進めるとともに、自主財源の確保に努め、財政の健全化を維持し、町民にとって真に必要な施策を効果的に実施できるよう取り組んでいただきたいと思います。

町政運営につきましては、令和7年度よりプラスチックごみを完全再商品化する環境問題に配慮した先進的な取組を新たに始められました。令和8年4月の開業を目指し、新しい公共交通として町営タクシー事業の導入に向けた準備も進められております。このように新たな事業に積極的に取り組む姿勢は大いに評価するものでございます。さらに、「街の住みこちランキング」におきましても、昨年に続き2年連続で上位に選出されました。

今後も持続可能な行財政運営に努め、これからの新しい時代に適応した施策を継続的に実施し、町勢の発展と町民の福祉の向上が図られることを望むものでございます。

一般会計、特別会計の決算審査意見書は以上でございますが、引き続きまして、江北町下水道事業会計決算審査意見書を申し上げます。

お手元に配付しております審査意見書でございますが、まず、1ページをお願いいたします。

審査の対象といたしましては、決算報告書、財務諸表、事業報告書、その他の書類等について対象といたしました。

審査の期日は、令和7年7月16日でございます。

審査の方法につきましては、一般会計、特別会計と同じでございます。

審査の結果でございます。

令和6年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、適正に公営企業会計に移行し、処理されたことを確認いたしました。

審査に付された決算書及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令に基づき作成されておりました。

また、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていると認められました。

なお、予算の執行についてもおおむね適正に行われており、今後も適正に執行されるよう望むものでございます。

2ページから6ページまでにつきましては、決算の概要等を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

最後に、7ページでございます。

審査意見でございます。

江北町下水道事業は、その経営状況の明確化、透明化を図るため、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行いたしました。

公営企業会計初年度の経営成績は、収益的収入が6億315万2,767円、事業費用が5億7,797万5,880円で、純利益は2,517万6,887円でございます。

公営企業は、事業の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等につきましては、適正な費用負担区分を前提としまして、一般会計から資金を繰り入れることが認められております。本年度は、この基準内の繰入金として2億7,955万1千円が繰り入れられたほか、基準外の繰入金として5,572万3千円が繰り入れられたところでございます。

基準外の繰入金につきましては、受益と負担の公平性の観点から慎重に執り行われるべきものでありまして、今後も使用料収入の確保等を的確に図り、基準外の繰入金の縮減に努めていただければと思います。

今後、本町の下水道事業は、施設整備の老朽化による更新費用、近年多発する豪雨等に対応する防災・減災を目的とした施設改修に係る費用等の増加が見込まれ、経営環境は厳しい状況になることが予想されます。このような下水道事業の現状と今後の情勢を的確に見据えながら、収益の確保、費用の抑制、最適化の取組を総合的に推進し、持続性を持った事業経

営となるよう要望するものでございます。

下水道事業は、町民生活において欠かせない重要なライフラインであることから、今後も適切に維持管理し、その機能を発揮したサービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、健全な事業運営に一層取り組まれることを期待しております。

私の決算審査報告は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○井上敏文議長

監査委員からの報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会